



2021 文総総第 886 号
令和 3 年 9 月 24 日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会 殿

文京区長 成澤廣修



令和 3 年度（情運） 質問第 1 号

健康増進法による健康増進事業に関する事務における重点項目評価書の第三者点検について、下記のとおり質問する。

記

1 質問の趣旨

平成 26 年 4 月に特定個人情報保護評価制度が施行され、本区においても各評価実施機関において特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）の実施、各年度における評価の見直し及び直近の公表日から 5 年を経過する前における評価の再実施を行ってきた。

この度、健康増進法による健康増進事業に関する事務について、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、個人番号を用いた情報連携を行うため、新たに特定個人情報を取り扱うこととなった。しきい値判断の結果、重点項目評価書を作成することになり、本区においては、重点項目評価書の作成に当たって第三者による点検を行っているため、その適合性及び妥当性について貴審議会の御意見をお伺いするものである。

2 添付資料

別添のとおり

3 担当

文京区総務部総務課情報公開・法務担当